

**厚真町  
公共施設等総合管理計画**

*平成29年3月*

**厚 真 町**



はじめに

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時期を迎えることや義務的経費の増大などによる財政状況悪化の見通し等から、公共施設等を取り巻く環境について、抜本的な見直しが全国自治体の共通課題となっています。

本町におきましても同様の状況があり、これら諸問題を解決するため保有する公共施設等を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠と考えています。

このため、貴重な経営資源である公共施設等を最大限に有効活用することを目的とした「厚真町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な財政運営の実現を図ってまいります。

平成29年（2017年）3月



---

---

## 《目次》

---

---

1. 計画策定の背景と目的	1
1-1 背景と目的	1
1-2 位置付け	1
1-3 期間及び対象範囲	2
2. 厚真町の現状	3
2-1 人口の動向	3
2-2 財政状況	4
2-2-1 歳入	4
2-2-2 歳出	5
3. 建築施設の現状と課題	6
3-1 建築施設の現状と課題	6
3-1-1 保有状況	6
3-1-2 年度別整備状況	7
3-1-3 課題	8
3-2 インフラ施設の現状と課題	9
3-2-1 インフラ施設の現状	9
3-2-2 年度別整備状況	10
3-2-3 課題	14
4. 公共施設等総合管理計画の基本方針	19
4-1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	19
4-1-1 計画期間	19
4-1-2 更新費用の試算	19
4-1-3 取組体制	19
4-1-4 現状や課題に対する基本認識	19
4-2 基本的な考え方	21
4-3 公共施設等の維持管理方針	22
4-3-1 点検・診断等の実施方針	22
4-3-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	22
4-3-3 安全確保の実施方針	23
4-3-4 耐震化の実施方針	23
4-3-5 長寿命化の実施方針	23
4-3-6 統合や廃止の推進方針	24
4-3-7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26
4-4 施設類型別の基本方針	27
4-5 フォローアップの方針	28



# 1. 計画策定の背景と目的

## 1-1 背景と目的

厚真町では、町制施行以前の昭和30年代から平成初期の期間を中心に、様々な町民ニーズに応じて、「教育施設」「町営住宅」「コミュニティ施設」などの『建築施設』や「道路」「上下水道」などの『インフラ施設』といった多くの公共施設を整備してきました。

現在、人口減少や少子高齢化が進むなど、社会の構造や町民ニーズが当時とは大きく変化しており、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性に迫られています。

また、これまで整備してきた公共施設の老朽化が顕在化してきており、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になると見込まれています。

一方、財政面をしてみると、長期的には人口減少等による町税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う扶助費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれる中、固定費ともいえる公共施設の維持更新費をいかにして適正な水準に抑えていくかが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な町経営を実現するためには、個々の公共施設を単に「管理」していくのではなく、公共施設全体を「貴重な経営資源」として捉え、効果的かつ効率的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが必要です。

このため、本町では、計画的に効率よく公共施設の整備や維持管理を行い寿命を延ばし、また、公共施設の利活用促進や統廃合を進めることで将来負担の軽減を図り、町政運営上の健全性を維持する「厚真町公共施設等総合管理計画」を推進していきます。

こうした取組の基本的な方向性を示すため、厚真町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を策定しました。

### 【総合管理計画の構成等について】

総合管理計画は、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき全体構成・計画期間・項目の設定、将来コストの推計を行っています。

将来コストの推計は、更新費用試算ソフト（総務省公開）の初期設定値を使用しています。

## 1-2 位置付け

公共施設等総合管理計画は、上位計画である「厚真町総合計画」を含めた町の関連計画との整合を図るとともに、「厚真町総合計画」と連動し、分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を示すものです。

### 1-3 期間及び対象範囲

図 1-1 公共施設等総合管理計画の対象とする財産

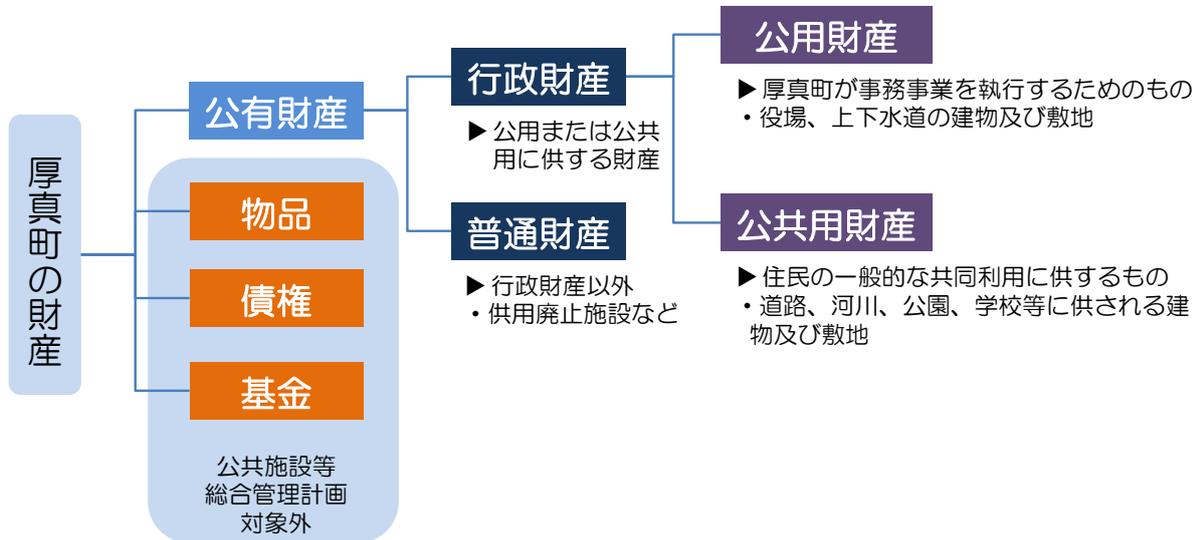
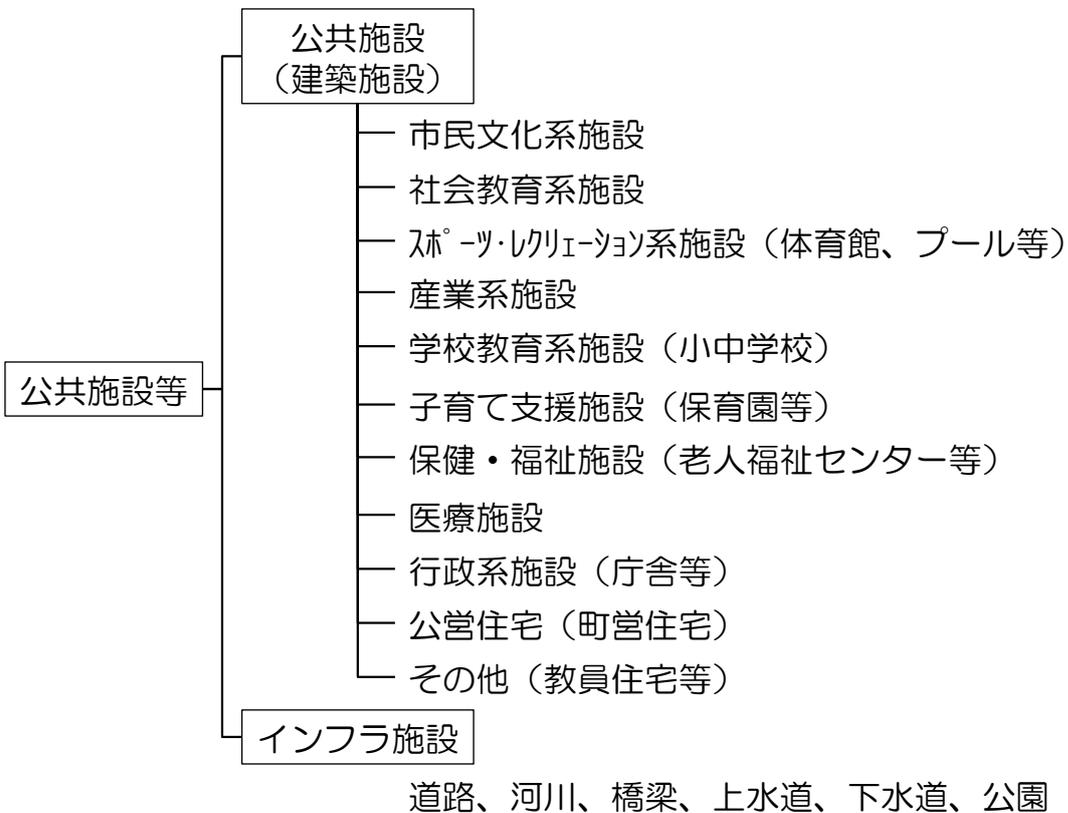


図 1-2 公共施設等総合管理計画の対象とする施設



## 2. 厚真町の現状

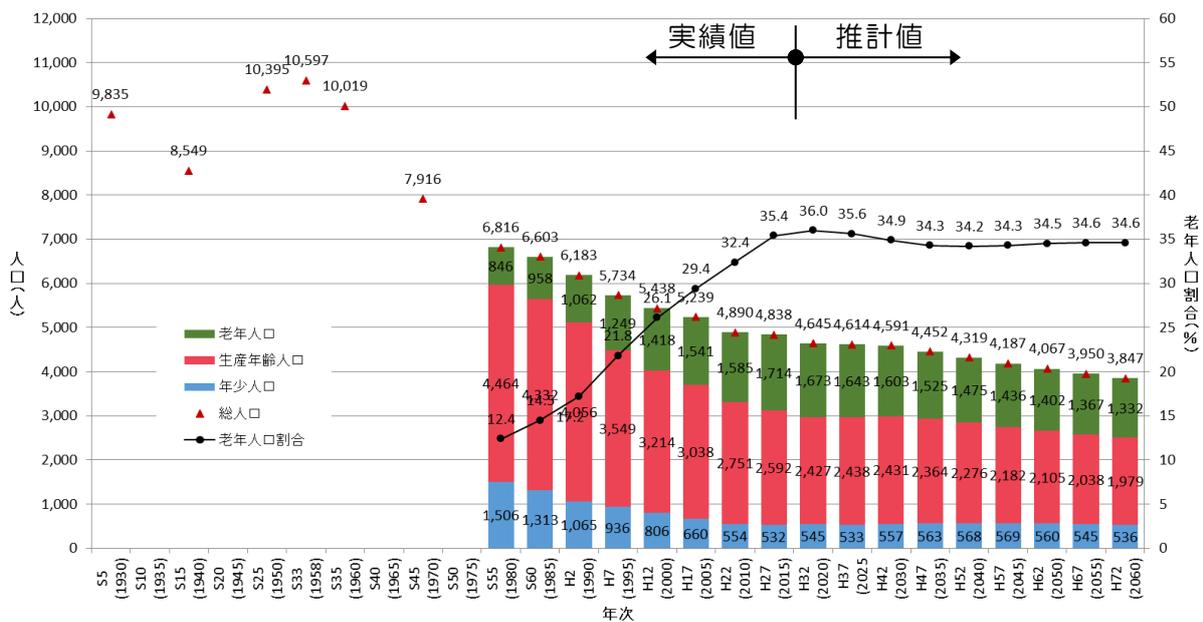
### 2-1 人口の動向

本町の人口は昭和33（1958）年の10,597人をピークに減少し、特に昭和29年（1954）年から昭和48年（1973）年までの高度経済成長期には、大都市圏への大きな人口流出が原因となり大幅な転出超過による人口減少がみられました。その後も人口減少が続き、平成27（2015）年現在ではピークの46%の4,838人となっています。

将来人口も減少することが予測されており、30年後の平成57（2045）年には、平成27年からさらに減少し4,187人と予測されています。

老年人口割合を見ると、昭和55（1980）年に12.4%であったものが、平成27年（2015）年には大幅に増加し35%と高齢化が進んでいます。将来は平成32年まで老年人口の増加に応じて老年人口割合も増加し36%となりますが、その後は人口減少が進みますが、老年人口割合は横ばいとなります。

図 2-1 本町の人口の推移



出典：2015年までの実績値は「総務省統計局 国勢調査」、2020年以降の推計値は「厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」の将来展望値

※将来展望値は合計特殊出生率が2020年に1.6、2030年に1.8、2040年に2.07となり、純移動は各種施策の展開により年間30人程度の転入者の増加を想定したものである。

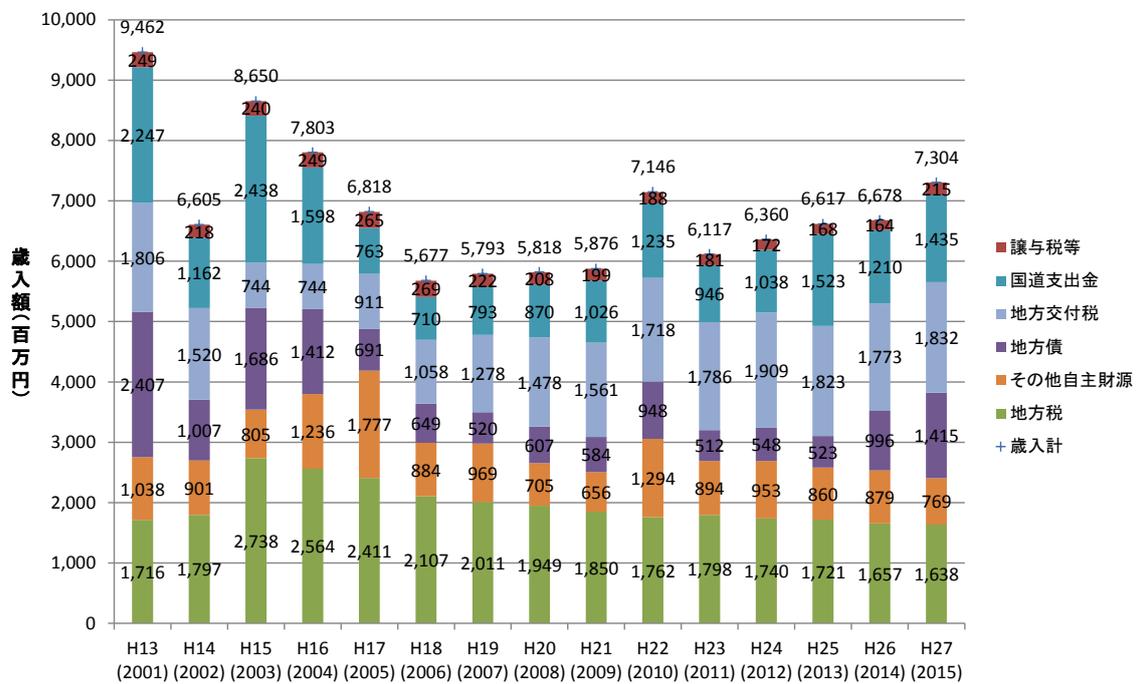
## 2-2 財政状況

### 2-2-1 歳入

本町の歳入額は平成13年度～平成27年度の間で56.8億～94.6億円と大きく変動しておりますが、平成23年度以降は増加基調で推移し、平成27年度では73.0億円となっています。主な自主財源である地方税は平成15年度から減少してきており、平成27年度では16.4億円となっています。

今後は生産年齢人口の減少や、大きな経済成長が見込めない中、自主財源の大幅な増額は期待できない状況です。

図 2-2 歳入の推移 単位：百万円



出典：総務省 市町村別決算状況調

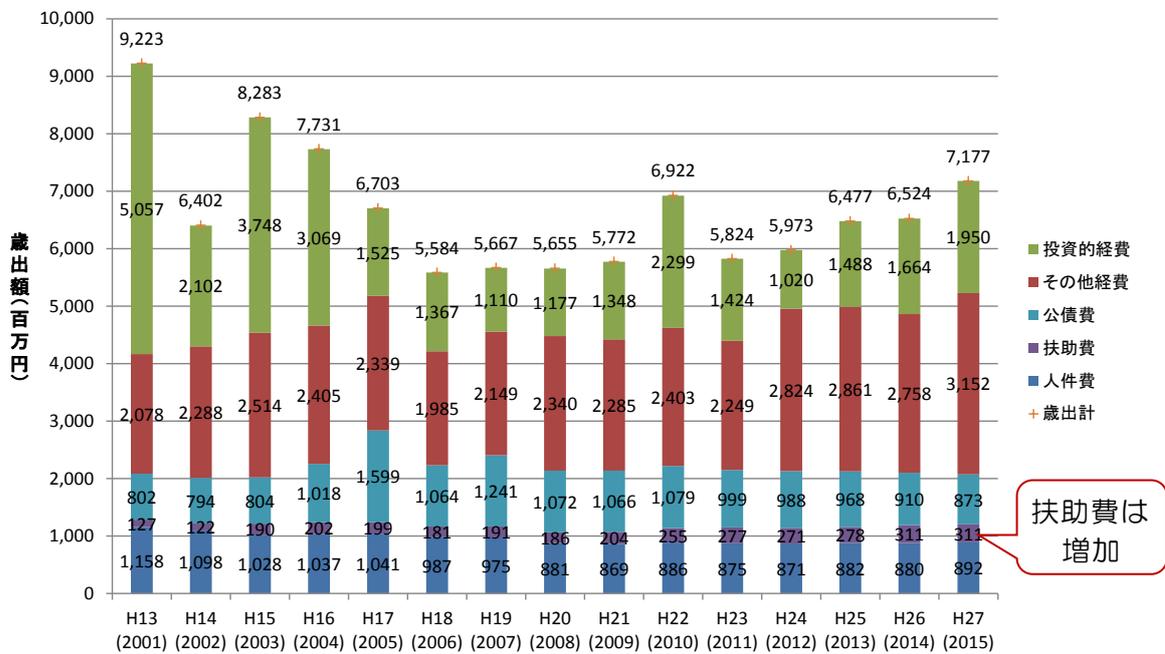
## 2-2-2 歳出

本町の歳出額は平成13年度～平成27年度では55.8億円～92.2億円と大きく変動してありますが、平成23年度以降は増加基調で推移し、平成27年度は71.8億円となっています。

最近5ヶ年では、人件費は横ばい、公債費は減少していますが、投資的経費、その他経費、扶助費は増加傾向となっており、特に扶助費は額が他の項目に比べて少ないものの増加割合は高くなっています。

今後は、人口減少が進みますが、老年人口割合は変わらないことから、扶助費等の義務的経費は増加していくものと考えられます。

図 2-3 歳出の推移 単位：百万円



出典：総務省 市町村別決算状況調

### 3. 建築施設の現状と課題

#### 3-1 建築施設の現状と課題

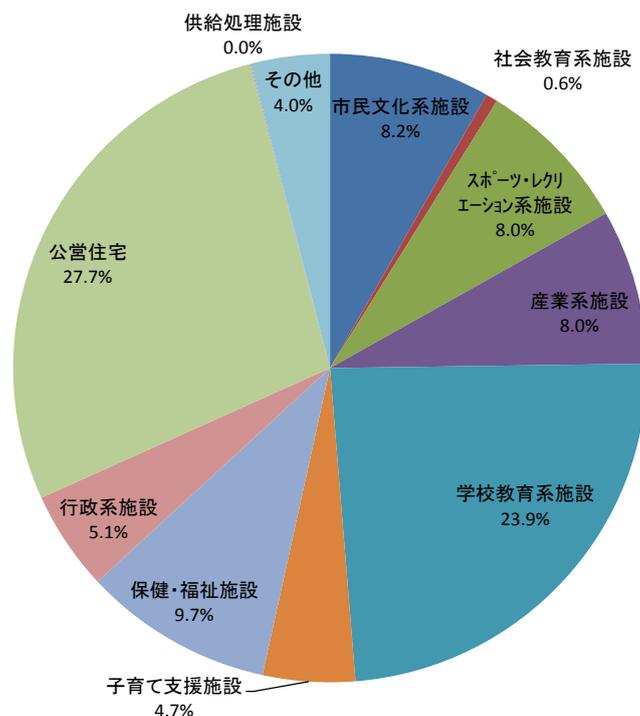
##### 3-1-1 保有状況

平成27年度末時点での施設数は184施設、延床面積は83,216㎡であり、町民一人あたりでは17.2㎡となっています（平成27年国勢調査による人口4,838人から算出）。施設種別を延床面積で見ると、公営住宅が最も多く27.8%、次いで学校教育施設が23.9%と続いています。施設数で見ると、公営住宅が最も多く61施設、次いでその他（主に教職員住宅）の49施設と続いています。

表 3-1 施設種別施設数及び延床面積

施設種別	施設数		延床面積	
	施設数	構成比 (%)	延床面積 (㎡)	構成比 (%)
市民文化系施設	27	14.7	6,849	8.2
社会教育系施設	2	1.1	500	0.6
スポーツ・レクリエーション系施設	3	1.6	6,641	8.0
産業系施設	5	2.7	6,630	8.0
学校教育系施設	9	4.9	19,919	23.9
子育て支援施設	6	3.3	3,917	4.7
保健・福祉施設	7	3.8	8,061	9.7
行政系施設	14	7.6	4,262	5.1
公営住宅	61	33.2	23,065	27.8
供給処理施設	1	0.5	41	0.0
その他	49	26.6	3,332	4.0
合計	184	100	83,216	100.0

図 3-1 施設種別延床面積構成



### 3-1-2 年度別整備状況

本町の建築施設は昭和30年代後半から平成にかけて建設されたものが多く、平均経過年数は32.6年となっています。

経過年数30年以上の建築施設は、91施設（49%）、22,922㎡（28%）となっています。

また、旧耐震基準である昭和56年（1981年）5月以前に建築された建築施設は、101施設（55%）、22,992㎡（28%）となっています。

図 3-2 年度別整備延床面積

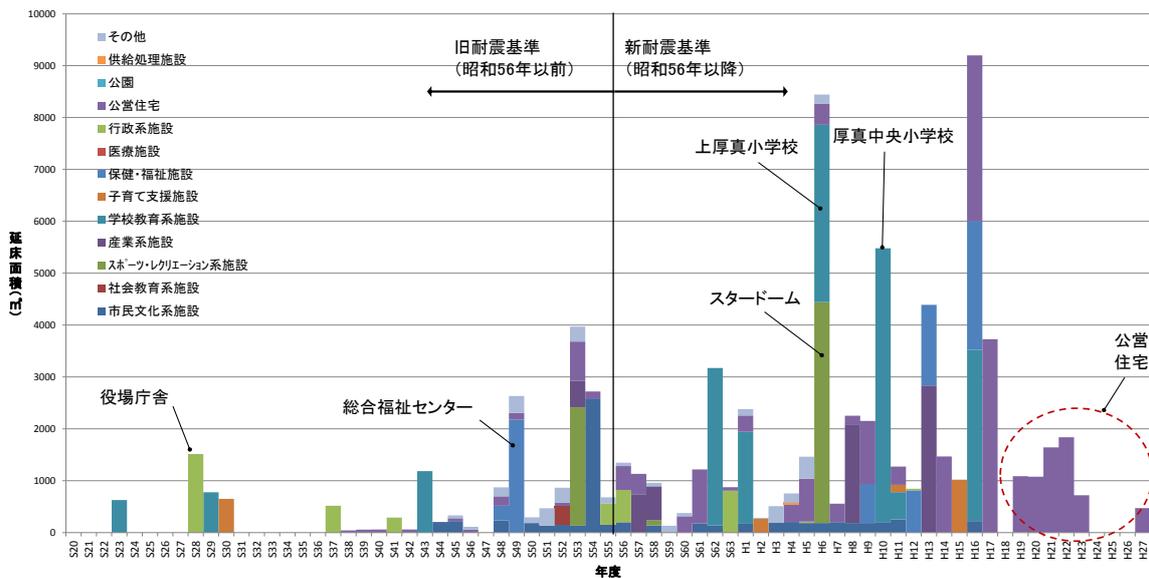
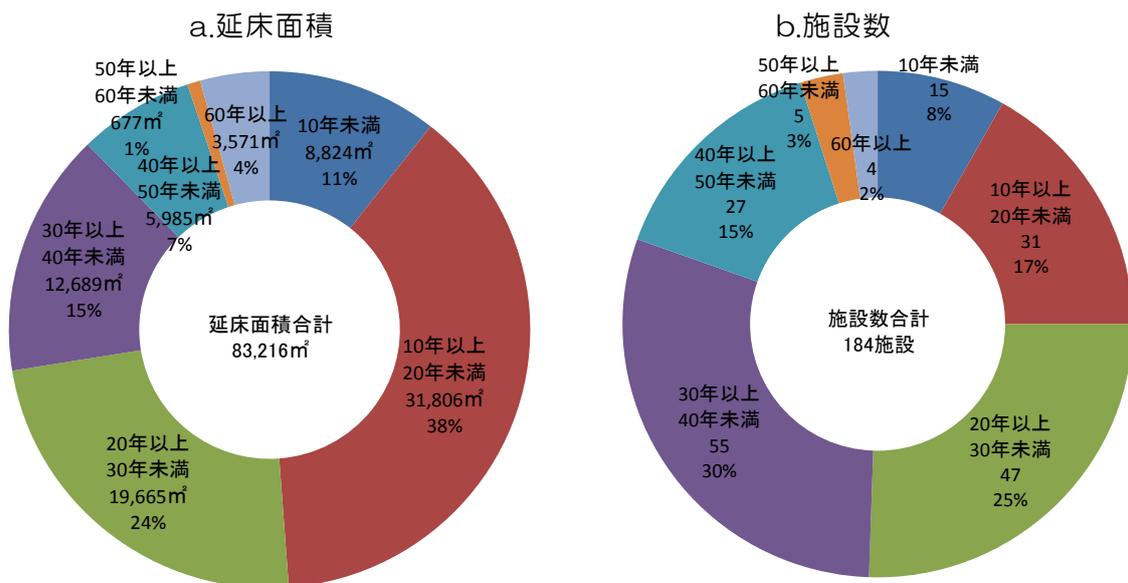


図 3-3 経過年数構成



### 3-1-3 課題

建築施設の投資的経費（既存更新＋新規整備分）は、平成23年度から平成27年度の5年間で平均6.74億円となっています。

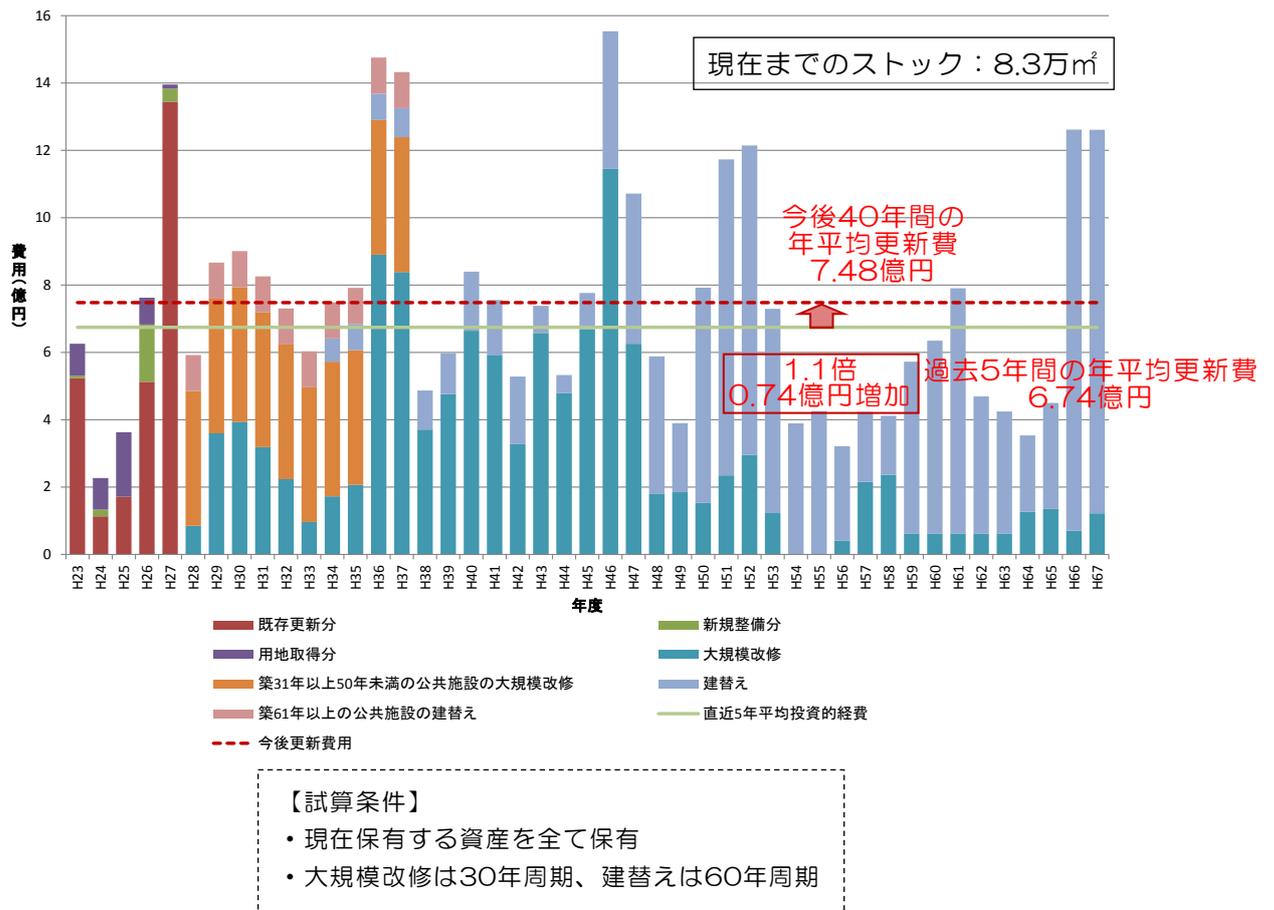
一方、現在保有する建築施設を保有し続け、30年周期で大規模改修、60年間で建替えとした場合の40年間の維持更新費は総額299.18億円、年平均7.5億円と試算しました。

これは、これまでの投資的経費の1.1倍であり、財政負担の増加が推計されます。

表 3-2 建築施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
公共施設	33.72	6.74	299.18	7.48	1.1

図 3-4 建築施設の更新費用の推計結果



### 3-2 インフラ施設の現状と課題

#### 3-2-1 インフラ施設の現状

道路、河川、橋梁、簡易水道・下水道及び公園の保有状況は、表 3-3に示すとおりです。

表 3-3 インフラ資産の保有量

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	268,639m
	道路面積	1,708,166㎡
河川	町管理流路延長	254,020m
	準用河川 (管理延長)	46,670m
	普通河川 (管理延長)	207,350m
	樋管	14基
	フラップゲート	19箇所
	調整池	3施設
	橋梁数	93橋
橋梁	面積	13,317㎡
	管路延長	172,032m
簡易水道	施設数	浄水場：2施設 ポンプ場：4施設 沈砂池：1施設 取水堰：1施設
	管路延長	19,509m
下水道	施設数	処理施設：2施設
	箇所数	25箇所

### 3-2-2 年度別整備状況

#### (1) 道路

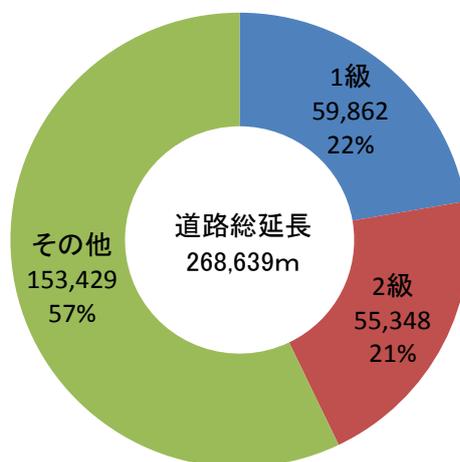
本町の町道は267路線、総延長は268.639 kmとなっており、道路改良率は77.2%となっています。

このうち、町の骨格を形成する1級町道は59.862km（22%）、1級町道以上を補完する2級町道は55.348 km（21%）、1級2級以外のその他道路は153.429km（57%）となっています。

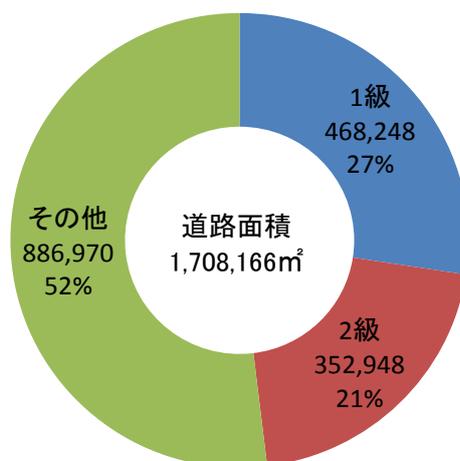
面積構成では1級町道が27%、2級町道が21%、その他道路が52%となっています。このうち、未舗装は道路種別計でみると47%となっています。

図 3-5 道路の総延長と面積

a.総延長



b.道路面積



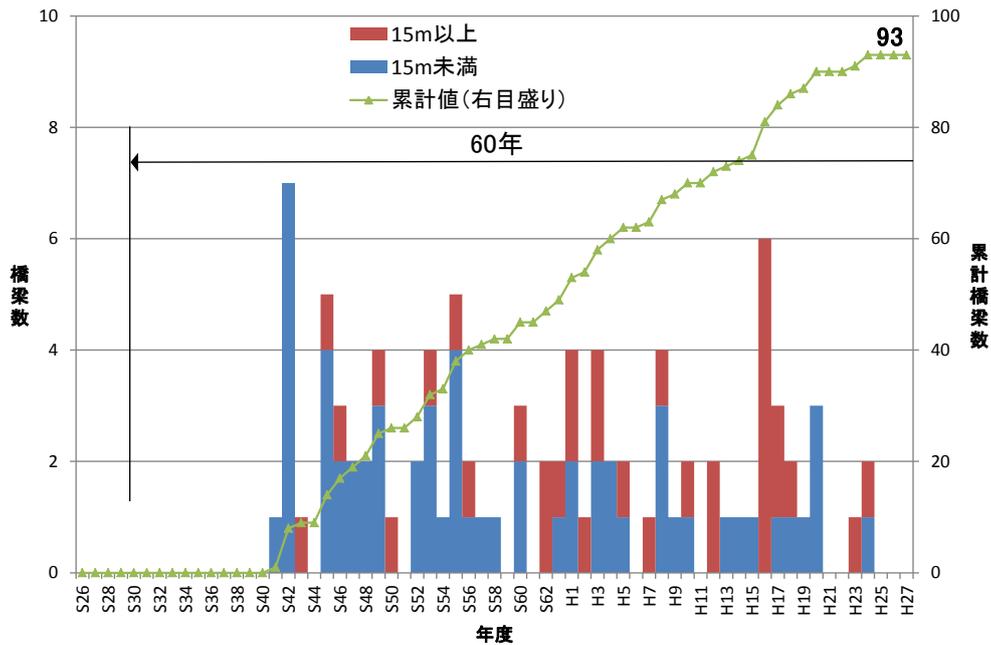
## (2) 橋梁

橋梁は93橋あり15m未満の橋梁が59橋で全体の63%を占めています。整備年度は昭和41年度以降であり、全て設置後60年未満のものとなっています。

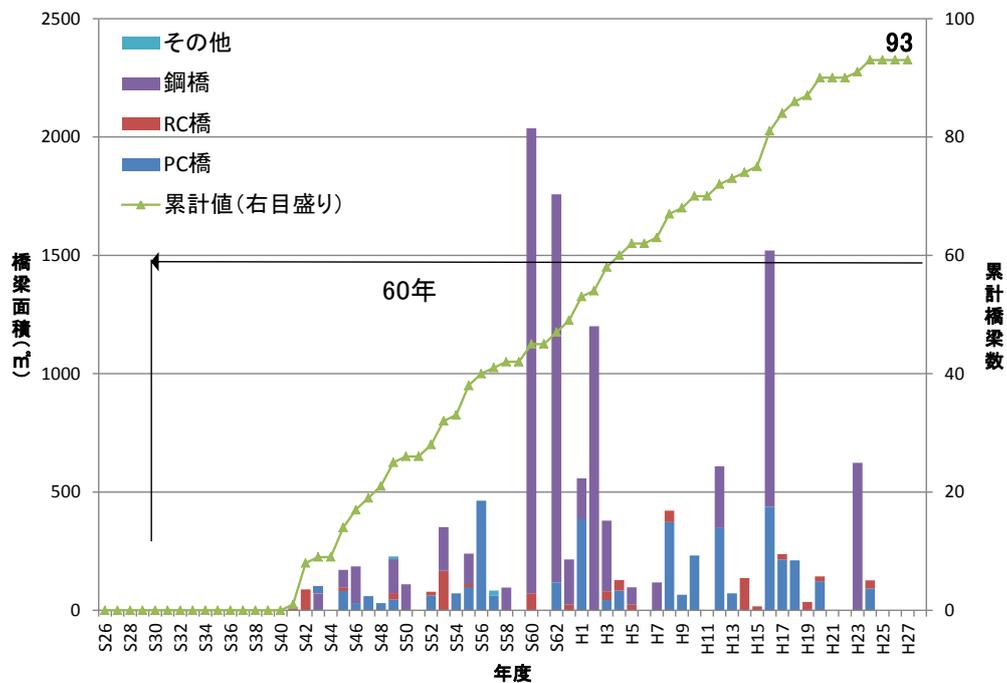
構造別に面積構成を見ると、鋼橋が全体の64.5%を占めており、次いでPC橋28.6%、その他6.9%となっています。

図 3-6 年度別整備数

a. 橋梁数



b. 橋梁面積



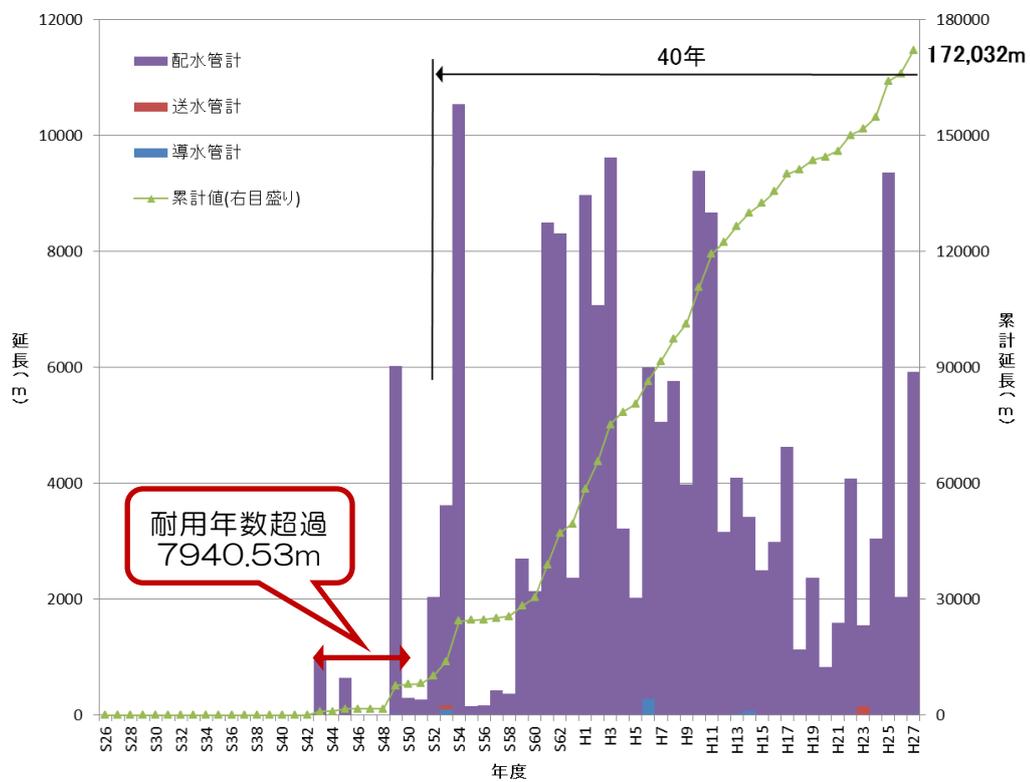
※RC橋：鉄筋コンクリート橋、PC橋：プレストレストコンクリート橋

### (3) 簡易水道

簡易水道管路は、昭和43年度から整備を開始し、昭和61年度～平成27年度（30年）の期間に全体の約8割（141,674.5m）を整備しています。このうち、耐用年数の40年を経過した管路延長が7940.53m（4.6%）を占めています。

厚真町で管理している浄水場は「新町浄水場」「上厚真地区浄水場」の2施設あり、ポンプ場は「宇隆ポンプ場」「桜丘ポンプ場」「本郷ポンプ場」「鯉沼ポンプ場」の4施設を管理しています。また、富里地区に取水堰・沈砂池の各1施設を管理しています。

図 3-7 年度別整備延長

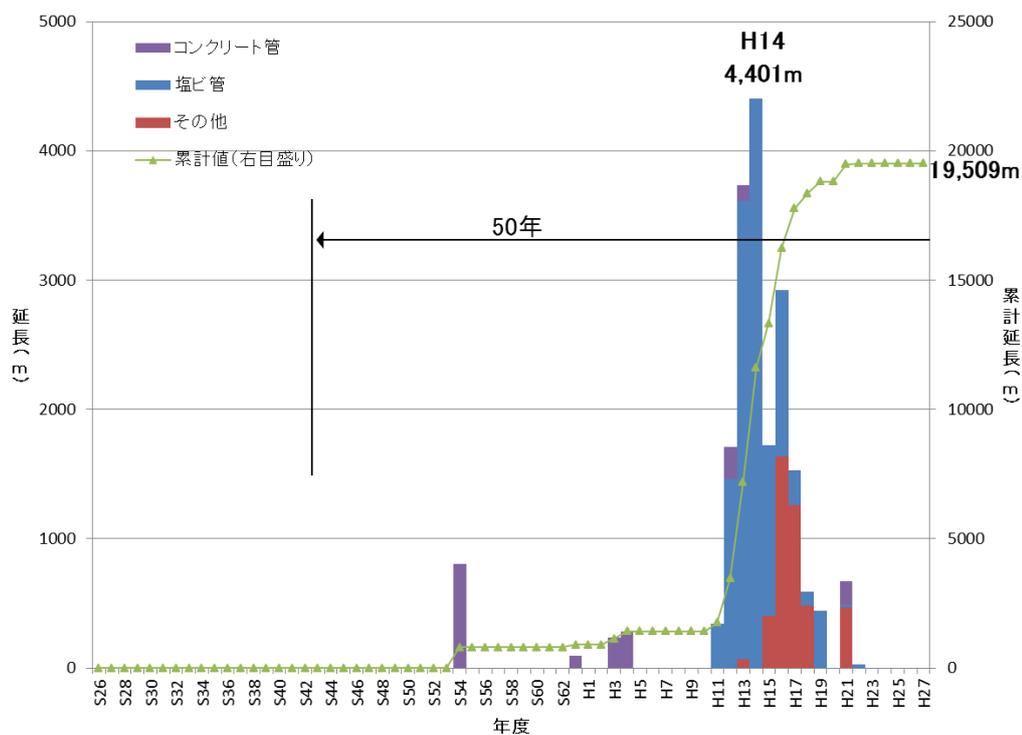


#### (4) 下水道

下水道管路は、昭和54年度から整備を開始し、総延長は19,509mを整備しており、平成14年度の整備延長が最も多く4,401mとなっています。

処理施設は「厚真浄化センター」「本郷ポンプ場」の2施設あります。

図 3-8 年度別整備延長



#### (5) 公園

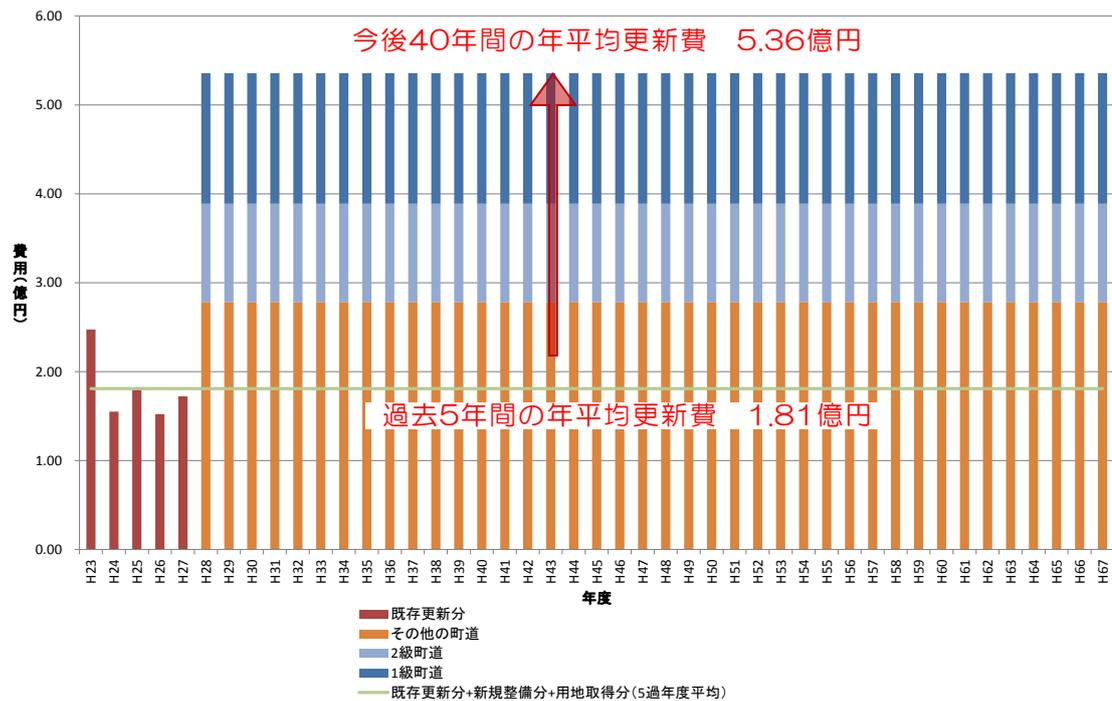
本町の公園は開基百年記念公園、浜厚真野原公園、表町公園等25箇所が整備され、総面積は824,146m<sup>2</sup>となっています。

### 3-2-3 課題

#### (1) 道路

道路の今後40年間で必要となる更新費用は総額で214.24億円、年平均で5.36億円であり、平成23年度から27年度の5年間平均に対して投資的費用は3倍になります。

図 3-9 道路の更新費用の推計結果



【試算条件】

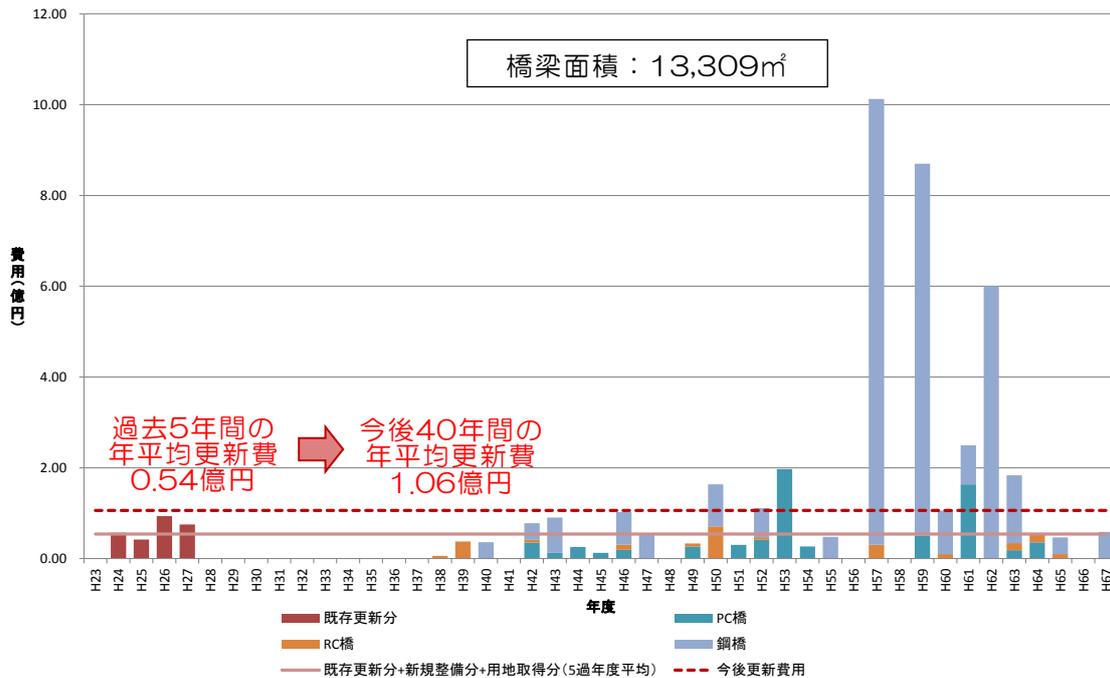
- 現在保有する資産を全て保有
- 更新年数は15年周期とし全整備面積を15年で割った面積を毎年更新

## (2) 橋梁

橋梁の今後40年間で必要となる更新費用は総額で42.36億円、年平均で1.06億円であり、平成23年度から27年度の5年間平均に対して投資的費用は1.96倍となります。

平成57年には鋼橋の更新が集中し、単年度で10億円を超える状況となります。

図 3-10 橋梁の更新費用の推計結果



※RC 橋：鉄筋コンクリート橋、PC 橋：プレストレストコンクリート橋

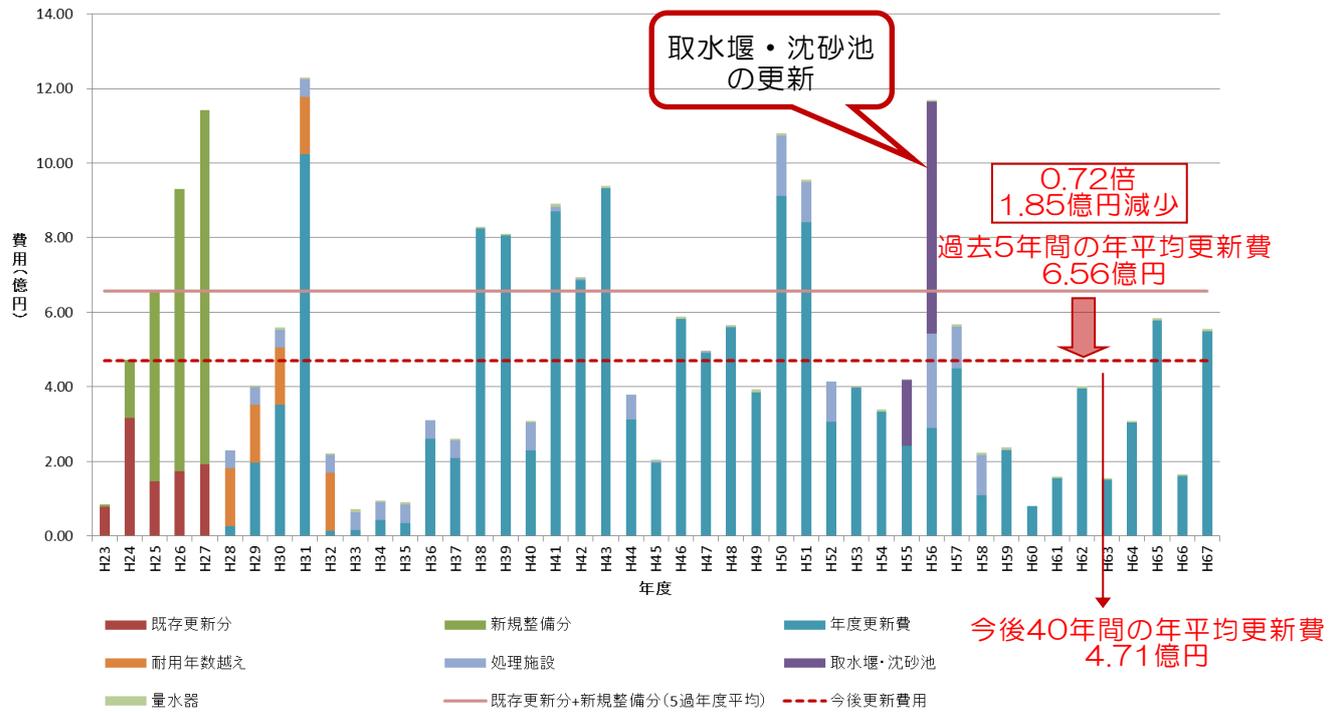
【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・更新年数は60年周期

### (3) 簡易水道

簡易水道の今後40年間で必要となる更新費用（管路、処理施設等）は総額で187.8億円、年平均で4.71億円であり、平成23年度から平成27年度の5年間平均6.56億円に対して投資的費用は0.72倍（1.85億円減少）となります。

図 3-11 簡易水道の更新費用の推計結果



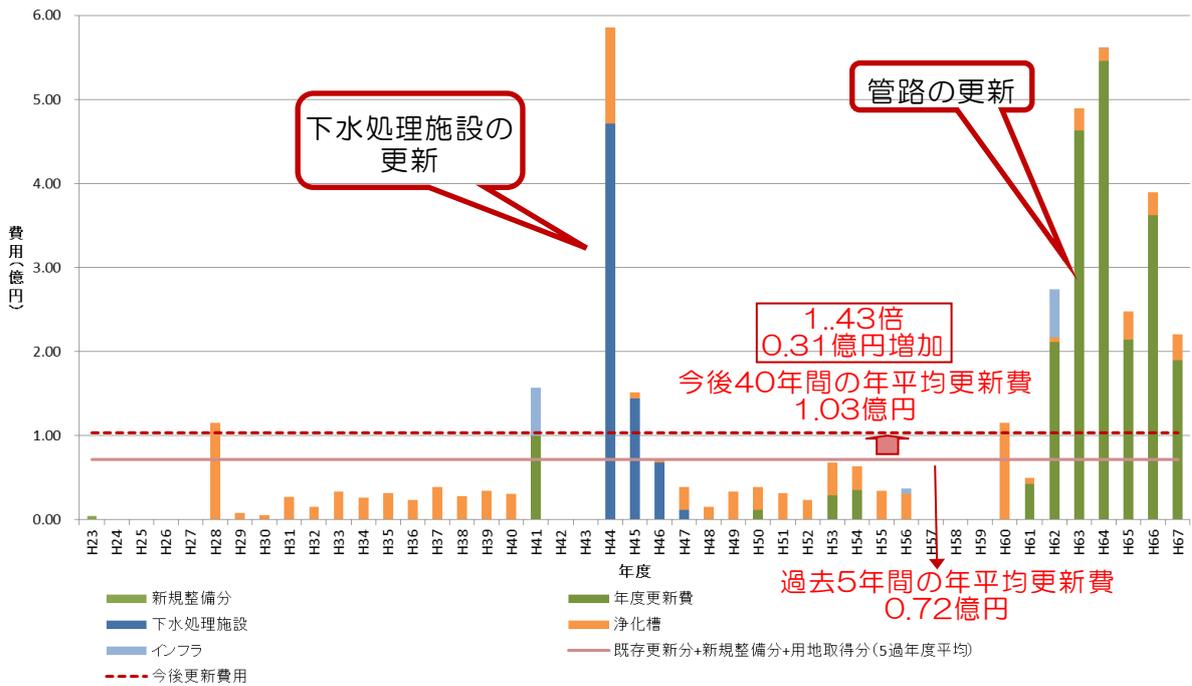
#### 【試算条件】

- 現在保有する資産を全て保有
- 検満量水器は過去全て台帳に記載されている取得日から8年で更新されていると仮定
- 更新年数は以下の通り
  - 管渠→40年周期
  - 処理施設・ポンプ場→30年大規模改修・60年建替
  - 取水堰・沈砂池→簡易家屋台帳に記載の耐用年数周期
  - 量水器→8年周期
- 総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値または取得価格を使用

#### (4) 下水道

下水道の今後40年間で必要となる更新費用（下水管路、下水処理施設、浄化水槽等）は総額で41.18億円、年平均で1.03億円であり、平成23年度から27年度の5年間平均0.72億円に対して投資的費用は1.43倍となります。

図 3-12 下水道の将来の更新費用推計（下水道）



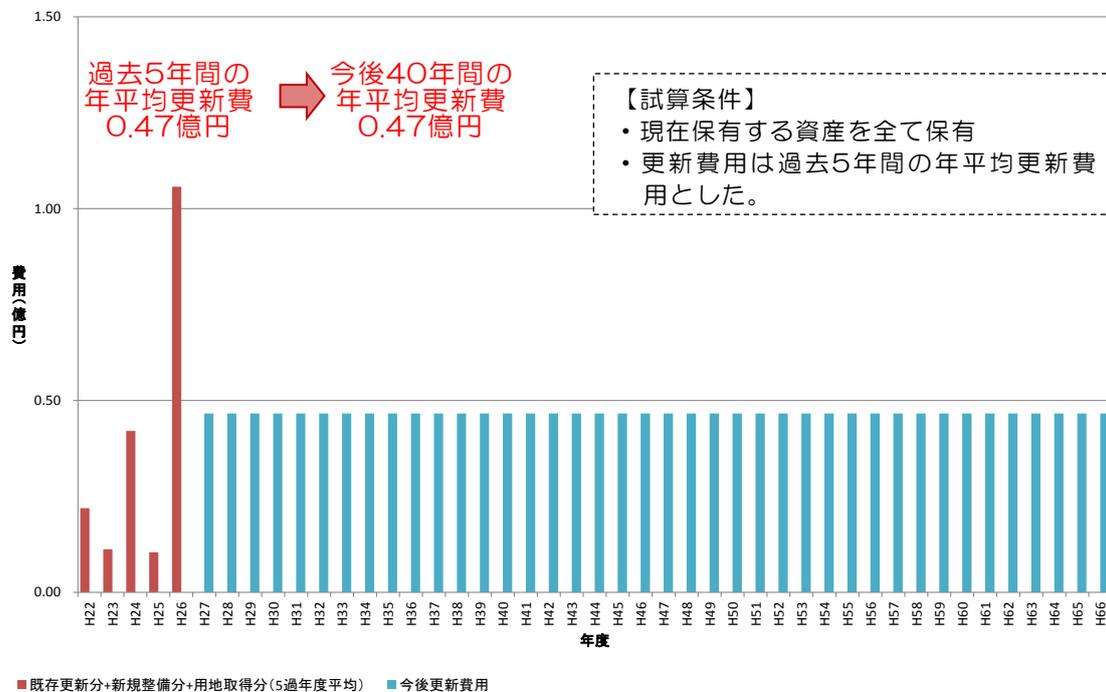
##### 【試算条件】

- 現在保有する資産を全て保有
- インフラ：公共樹、真空弁、側溝、マンホールポンプ
- 更新年数は以下の通り
  - 管渠→50年周期
  - 処理施設→30年大規模改修・60年建替
  - 浄化槽・インフラ→下水道台帳に記載の耐用年数周期
- 総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値または取得価格を使用

## (5) 公園

公園の今後必要となる更新費用は総額で18.6億円、年平均で0.47億円となり、これまでの投資的費用と同じとなります。

図 3-13 公園の更新費用の推計結果



## (6) インフラ施設のまとめ

インフラ施設全体の更新費用の推計結果は、40年間で総額504.23億円、年平均12.61億円となります。簡易水道については、今後必要となる年平均更新費用は少なくなりますが、道路、橋梁、下水道、公園については増加する結果となっています。

このように、これまでの手法によりインフラ施設全てを更新していくことは困難であり、管理手法の見直しが必要となります。

表 3-4 インフラ施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
道路	9.07	1.81	214.24	5.36	2.96
橋梁	2.70	0.54	42.36	1.06	1.96
簡易水道	32.83	6.57	187.81	4.70	0.72
下水道	3.61	0.72	41.18	1.03	1.43
公園	2.33	0.47	18.64	0.47	1.00
インフラ計	50.54	10.11	504.23	12.61	1.25

## 4. 公共施設等総合管理計画の基本方針

### 4-1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

#### 4-1-1 計画期間

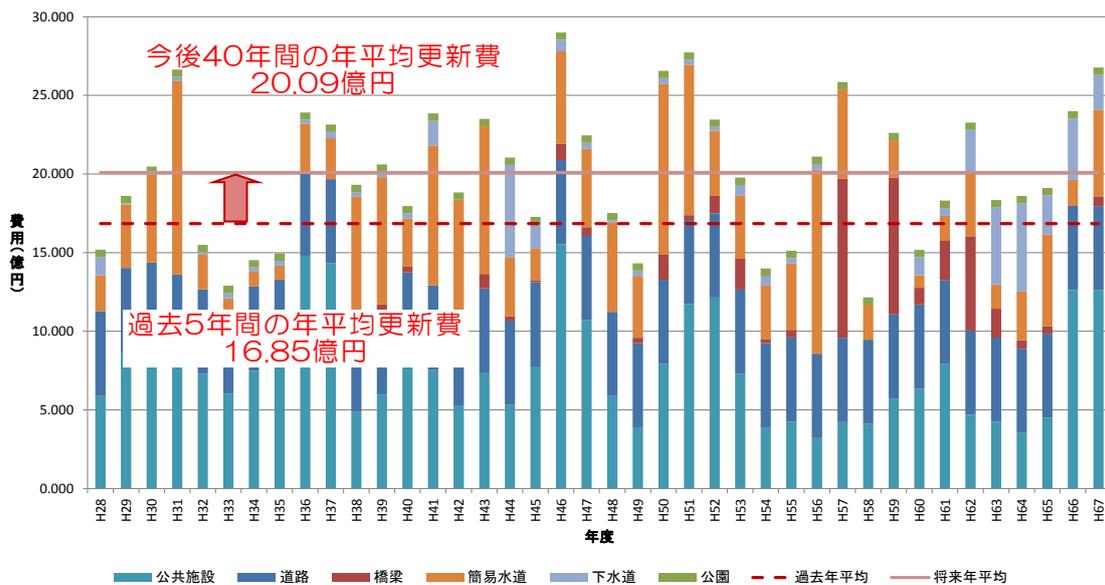
本計画は2016年度（平成28年度）から2025年度（平成36年度）までの10年間を計画期間とします。今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況に応じて適宜見直しを実施します。

#### 4-1-2 更新費用の試算

公共施設等の改修・更新等の費用の実績は年平均16.85億円であるものに対して、今後は年平均で20.09億円の費用が必要になるという試算結果となっています。

厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営に係る費用を圧縮するとともに、機能維持を図っていくことが重要な課題となります。

図 4-1 更新費用の見通し



#### 4-1-3 取組体制

「厚真町総合計画」等の関連計画と整合を図ることを前提として、本計画については、総務課で統括し、各所管の担当者で情報共有を行い、全庁的な取り組みといたうえで、包括的な財産管理、公共施設等の掌握、計画の進行管理・見直しを行います。

#### 4-1-4 現状や課題に対する基本認識

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズの変化に加え、高度経済成長期に整備されてきた公共施設等が老朽化により大量に更新時

期を迎えることや義務的経費の増大などによる財政状況悪化の見通し等から、公共施設等を取り巻く環境について、抜本的な見直しが全国自治体の共通課題となっています。

本町におきましても同様の状況があり、人口減少に伴う将来的な施設保有量の適正規模を見定め、現存する公共施設等は長寿命化計画等でライフサイクルコストの縮減に努めて効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みと、将来的な施設の在り方について、職員のみではなく、住民との協議や調整などを行う必要があります。

また、本計画策定により、これまで各所管で管理され、全庁的に管理されていなかった公共施設等の情報を一元的に管理・集約し、公共施設等の今後の管理経費について、全職員共通認識のもとに、財政事情を考慮した取り組み、財政負担の平準化を図ります。

## 4-2 基本的な考え方

公共施設等の現状と課題、人口構成等の地域特性や住民ニーズを踏まえ、公共施設等のマネジメントについては、安心・安全に暮らすことができ健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、建築施設の統廃合、規模縮小の推進による施設保有量の適正化を図ります。

既存施設については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、今後も保持していく必要があると認められる施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入の検討により、効率的な管理・運営を図ります。

本町においては、以下の3つの基本方針で総合管理計画を推進していきます。

### 基本方針1 施設保有量の適正化

建築物については、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設保有量の適正化を図ります。また、インフラ施設については、施設種別毎の特性を踏まえて、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した施設保有量の適正化を図ります。

### 基本方針2 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく建築施設については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施し長寿命化を推進することにより、安心・安全なサービスの提供に努めるとともに環境への配慮をしつつ、財政負担の軽減・平準化を図ります。

### 基本方針3 既存施設の有効活用

厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営に係る費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図るために、民間企業との連携、住民との協働を視野に入れながら、事業の効率化と維持管理費の縮減に取り組みます。

## 4-3 公共施設等の維持管理方針

### 4-3-1 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、多数の建材や設備機器などによって構成されており、市民の利用頻度や経年変化から生じる損傷、汚れ、老朽化の進行に伴って本来の機能を低下させていきます。

日常管理においては点検・診断・保守を行い、施設の劣化及び機能低下を未然に防ぎ、点検結果等については、その記録を蓄積して、施設毎に評価を行い、施設の課題と優先度を判断し、長寿命化計画の策定に活用していきます。

### 4-3-2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### (1) 建築施設

##### 1) 維持管理・修繕の実施方針

建築施設は、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、市民にとって安全に使用できる施設でなければなりません。建築施設を供用し続けるには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要であり、その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整等が欠かせません。

修繕や小規模改修に関しては、速やかな対応ができるようにし、維持管理および修繕を自主的に管理し計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

##### 2) 更新・改修の実施方針

施設の保全については、不具合が発生した都度に対応する事後保全ではなく、長寿命化計画を策定し、予防保全対策を実施していくことが重要です。

建築施設が更新・改修される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模の不合理性の他に、施設に求められる様々な性能面及び法規制において要求水準を満たすことができない場合があり、様々な診断を行って更新・改修を検討します。

#### (2) インフラ施設

インフラ施設は、複合化、集約化等や用途変更、施設廃止等の取組みに適さないことから、公共施設とは異なる維持管理を行います。

- ・施設種別毎に、整備状況や老朽化の度合い等から維持管理方法を検討します。その結果を踏まえて施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- ・定期的な点検により、劣化状況等の把握を行い評価します。また点検で収集したデータについては、蓄積管理しデータベース化します。
- ・点検及び評価に基づいた中長期的な更新、修繕計画を策定します。
- ・施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、定期的に管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定します。

#### **4-3-3 安全確保の実施方針**

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、評価の内容に沿って安全確保のための改修を実施しますが、高い危険性が認められた公共施設等や今後も利用見込みのない施設については、総合的な判断により改修せずに、建替えまたは供用廃止を検討していきます。

#### **4-3-4 耐震化の実施方針**

公共施設等の耐震化については、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性についても検討し、施設利用者の安全性の確保に努めます。

また、災害拠点となる施設においては、災害時の利用を想定した検討を行い、必要な措置を講じます。

#### **4-3-5 長寿命化の実施方針**

##### **(1) 建築施設**

建築施設を健全な状態に保つために定期的な調査を行い、点検・保守・修繕・清掃・廃棄物管理等を計画的にきめ細かく実施し、総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって長期使用を図る必要があります。設備機能や断熱性能、諸室機能など要求性能レベルは通常時間経過とともに上昇するため機能改善の観点からも、築後15年を目処に所定の機能や性能が確保されているかの施設点検と診断を実施し、小規模改修工事や必要に応じて大規模改修工事を行い、そこから計画的な長寿命化を図ります。なお、平成22年2月に策定した「厚真町公営住宅等長寿命化計画」の内容を十分踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら推進していきます。

##### **(2) インフラ施設**

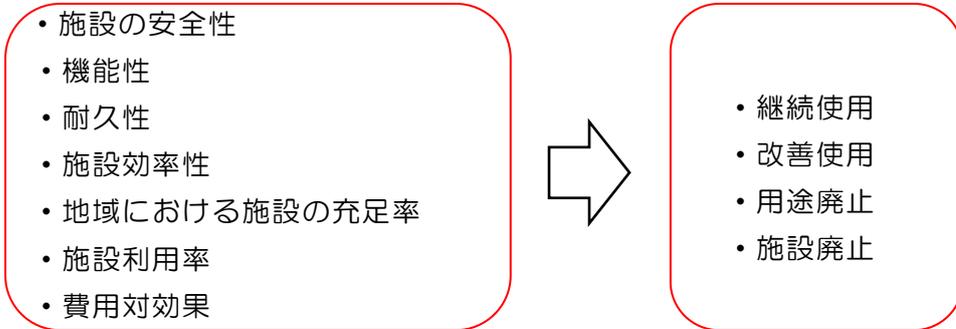
定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に、効率的・効果的な管理実現に向けて平成26年2月に策定された「厚真町橋梁長寿命化修繕計画」については、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、建築施設全体のマネジメントを推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画における方向性との整合を図るものとします。

#### 4-3-6 統合や廃止の推進方針

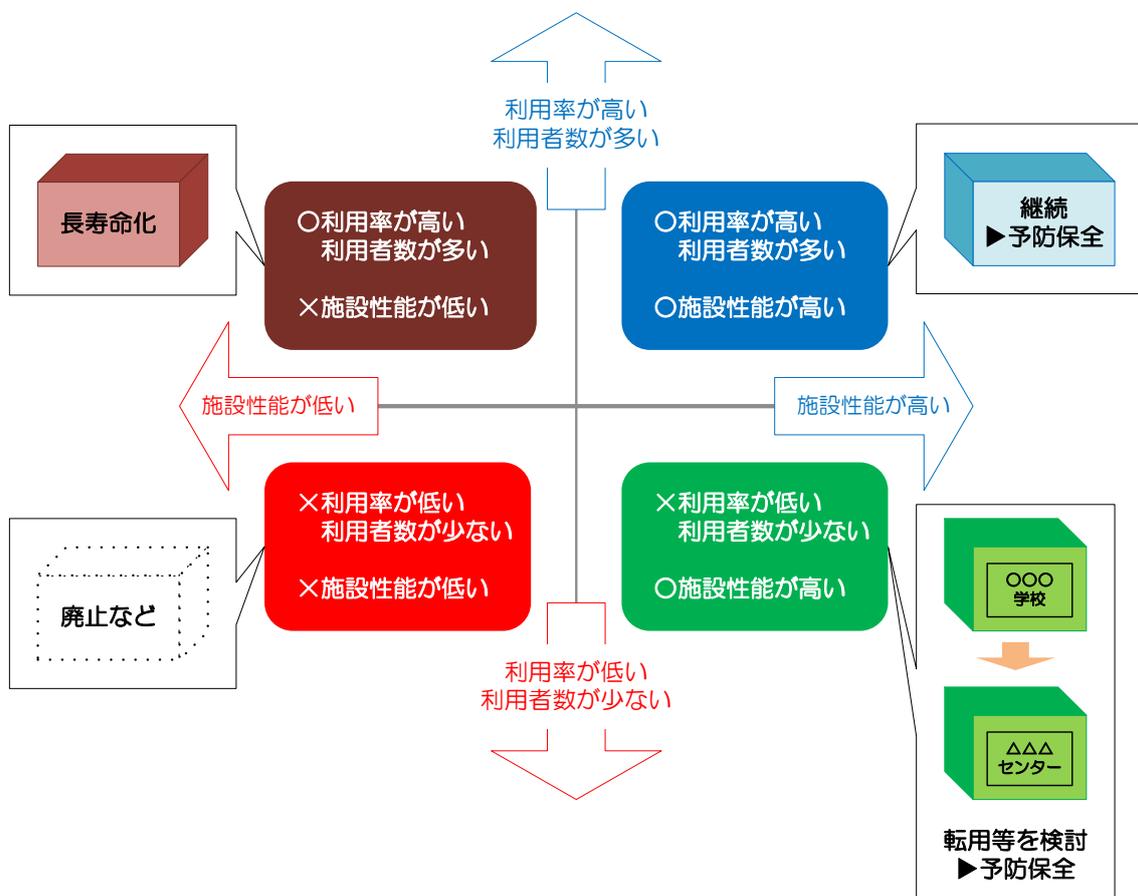
##### (1) 建築施設

施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とする目的で、建築施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築検討が必要になります。基礎資料は施設の統廃合及び供用廃止の判断材料のための下記項目を主にして評価します。



住民サービスの水準を確保しつつ建築施設の統合や廃止の推進に向けた施策を検討します。建築施設の統合や廃止で住民サービスの水準低下が伴うことに対してその影響を最小限にするための施策について、住民等との協議を踏まえながら検討していきます。

図 4-2 施設の統廃合及び供用廃止の考え方



## **(2) インフラ施設**

インフラ施設は、複合化・集約化等の改善や用途転換や施設そのものの廃止が適さないことから、建築施設とは異なる観点・方法によって評価・実行を行います。

### **1) 方向性の検討**

道路、河川、上下水道、公園といった施設種類ごとに、整備状況や老朽化の度合い等から、方向性を検討します。その結果から施設の重要度に応じた個別の管理計画を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。

### **2) 現状把握**

定期的な点検により劣化進行等の状態を把握し評価するとともにデータの蓄積を行います。

### **3) 更新・補修の実施**

点検に基づいた短中期の更新・補修計画を策定し実施します。

### **4) 取組みの見直し**

施設の状況、財政状況等を総合的に判断し、管理水準等の見直しを行うとともに目標を再設定し実行します。

#### 4-3-7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

##### (1) 推進体制

総合管理計画の推進は、総務課で統括し全体を一元的に管理・共有し、管理データは「固定資産台帳」などとの連携を図り、組織横断的な調整と進行管理を行うとともに、方針の改定や目標の見直しを行います。

##### (2) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営も、財政措置があってはじめて実行することができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、財政担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、総合管理計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、単年度で多額の投資が生じないように、平準化についても今後検討していきます。

##### (3) 町民との協働

建築施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、町民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。さらに建築施設における行政サービスの有効性を高め、維持管理の成果や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進します。

##### (4) 職員の意識改革

全庁的に総合管理計画を推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。建築施設やインフラの現状や公共施設等総合管理計画の導入意義を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズに対応できるような町民サービス向上のため自ら創意工夫を実践していくことが重要です。

そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、総合管理計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

#### 4-4 施設類型別の基本方針

建築物施設全般について、今後も継続的に運用（利用）する施設については、重要度を勘案し、必要に応じて個別の長寿命化計画等を策定することとします。

また、施設を集約化するなどの検討を行い、維持・管理・更新などの費用の縮減に取り組むとともに、長期的な視点に立った施設の長寿命化を図ることにより、施設のライフサイクルコストの縮減に努めます。

役場庁舎については、昭和28年建築で、築63年を経過しており、耐震診断結果では、「耐震安全性に疑問あり」（震度6強の地震で倒壊の恐れあり）との結果から、防災拠点施設である本庁舎は建替えの方針で、複合化も視野に入れ、早急に検討が必要です。

道路や橋梁、公営住宅等については、すでに策定されている長寿命化計画に従って修繕、更新等を進めていきます。

学校教育、子育て支援施設は、少子化等の社会情勢を勘案し、施設の在り方も検討事案となります。

今後は、全ての建築施設・インフラ施設の現状に即した、個別の「長寿命化計画」を策定・集約を早急に行い、計画的な財政運営、平準化等の協議を行います。

#### 4-5 フォローアップの方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを行い、随時情報提供を行います。

図 4-3 フォローアップの実施方針のイメージ

